

## 仕様書

### 1 業務名

松茂町第10期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画策定支援委託業務

### 2 業務の目的

老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき、国や県の動向、本町の高齢者の状況等を的確に把握するとともに、本町が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス見込量等を定める「松茂町第10期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」を策定することを目的とする。なお、本計画では、「介護給付適正化計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項に規定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）第13条に規定する「認知症施策推進計画」を包含する。

### 3 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

### 4 業務内容

#### (1) 現状分析

##### ① 高齢者福祉及び介護保険事業に関する現状分析

- ・本町の上位計画や関連計画等を参照することで、社会経済的特性や地域福祉資源の整備状況、本町の高齢者を取り巻く状況、介護保険サービスの利用等について整理すること。
- ・現行の「松茂町第9期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」において設定した基本目標に基づき、計画内に記載された施策について施策評価シート等を作成することで、その内容を評価するとともに、新たな計画策定に向けての課題及び方向性の検討を行うこと。地域支援事業、高齢者福祉サービスについても現状を分析する事とし、必要に応じて、各課へのヒアリング調査を実施すること。

##### ② 給付分析

- ・地域包括ケア「見える化」システムを活用した給付分析に加え、委託者が提供する要介護認定データ及び国保連合会の給付実績データを活用した過去2年間の分析を行うこと。なお、個別ケースの分析作業については町庁舎内での作業とし、その場合は町が準備した端末で行うこと。
- ・分析過程においてプログラムを構築する場合は、構築したプログラム（システム等）及び分析の過程等についての説明書を町へ納品すること。（分析に必要な Microsoft Access やその他分析に必要なデータベース等については、ライセンス費用等を委託費に含むこととする。）
- ・分析にあたっては、介護保険サービス提供月の翌月に請求・審査された給付実績データだけでなく、月遅れ請求及び過誤請求（介護報酬請求の修正）に対応した集計分析を行うこと。

- ◇経年変化や他保険者との比較を通じた現状把握
- ◇日常生活圏域別の給付動向の把握
- ◇被保険者の要介護度や利用状況の変化に着目した給付動向の把握
- ◇隣接する保険者も含めた事業者別の給付動向の把握
- ◇介護給付適正化に着目した給付分析及び提案

③ 他保険者等の動向把握・情報提供支援

- ・国及び都道府県、他保険者等の動向を把握・分析すること。
- ・必要に応じて、他保険者における先進事例等について、情報提供を行うこと。

(2) 人口推計及びサービス見込量・保険料の設定支援

- ・人口、被保険者数及び要介護認定者数の将来推計を行うこと。
- ・認知症高齢者数の将来推計を行うこと。
- ・地域包括ケア「見える化」システムや現状分析の結果等を活用し、介護給付費対象サービス等の利用者数及び見込量を算出すること。推計値や見込量については、複数回推計を行う必要があると想定されるため、その都度地域包括ケア「見える化」システムへの入力及び修正作業に対応すること。
- ・作業において委託者の要望に基づき、担当者を少なくとも4回派遣し、庁舎内で推計作業を行い、修正、変更点の説明等を行うこと。
- ・上記をふまえ、保険料の設定に関する提案及び算出作業を行うこと。

(3) 計画の策定支援

- ・令和7年度に町が実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の結果や現状分析の結果をもとに、本計画策定にあたっての課題をとりまとめ、分析すること。また、包含計画に関連する現状分析や、委託者によるヒアリング調査等の実施結果についても、課題のとりまとめ・分析等を行い、必要に応じて、計画案に掲載すること。本計画においては、新たに認知症施策推進計画を包含するため、計画全体の構成や内容等について包含計画の趣旨等をふまえた助言を行うこと。
- ・計画の基本視点、具体的施策や事業の展開案を検討すること。
- ・施策の実行評価が可能となるような数値目標及び指標を設定すること。
- ・計画書骨子案、計画書素案及び計画書成案を作成すること。
- ・発注者の求めに応じ、策定委員会（1回程度）に出席し、資料及び議事録要旨等作成の支援等を行うこと。

※具体的な手法については、国及び都道府県の指針等に従うこと。

※計画書成案は、ユニバーサルデザインの視点をもって作成し、誰にでも分かりやすい資料となるよう配慮すること。

(4) パブリックコメントの実施支援

- ・委託者においてパブリックコメントを実施する際、実施方法やとりまとめ方法についての助言を行うこと。
- ・パブリックコメントによる意見を集約するとともに、必要に応じて計画素案に反映すること。

## (5) 成果品

- ・計画書素案<パブリックコメント用> (WordまたはExcelデータ及びPDFデータ)
- ・計画書成案
  - ◇成案 (A4判無線綴じ製本、両面印刷、表紙：レザック、本文：上質紙、1色刷り、100頁以内、100部)
  - ◇電子データ (WordまたはExcelデータ及びPDFデータ)
- ・その他本業務で作成・使用したデータ一式 (電子データ) ※CD-R 1枚を納品すること。

## 5 その他

### (1) 本業務の実施に伴う留意事項

- ・本業務の履行に係る打合せは、実施時期に応じて対面、電話、メール等で行うこと。また、打合せの結果については、受注者が記録・整理のうえ、打合せ終了後速やかに提出すること。
- ・本業務の着手前に作業工程表を提示し、作業計画について発注者と協議すること。
- ・仕様書の詳細に係る事項や仕様書に定めのない事項は、国及び都道府県の指針等に準拠し、技術上必要と認められる事項について、受注者の責任において補充するものとする。また、業務遂行にあたって疑義・変更が生じた場合は、対応方法等について発注者と協議するとともに、協議結果をもとに誠意を持って対応すること。
- ・第三者が所有するイラスト、写真等を使用する場合は、受注者の責任において著作権処理等を行うこと。発注者が制作したデータやイラスト等の二次利用については、発注者と協議のうえ、許可された範囲内で使用すること。
- ・本業務のすべての成果品に係る著作権・版權等の権利は発注者に帰属する。受注者において責任をもって校正した後、発注者の確認・承認を受けること。業務委託終了後に成果品の誤りや不備が発見された場合は、発注者と協議のうえ、修正対応を行うこと。
- ・今後の法改正に伴い、国及び都道府県の指針等に変更等が生じた場合は、可能な限り対応すること。また、国及び都道府県への各種報告や資料提出があった場合には、発注者の指示する時期に円滑に対応すること。
- ・委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず発注者に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応すること。

### (2) 業務受託体制に関する留意事項

- ・本業務に主として関わる研究員は、受注者の常勤職員であること。
- ・業務遂行にあたり、松茂町個人情報保護条例に基づき適正な個人情報の取扱いを行うこと。また、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの取得もしくは同等の第三者評価を受けた法人であることを必須とする。(申請中、法人認定ではない資格(担当者個人が有する個人情報保護士等は対象外とする。))